



## 障害者手帳

▶障害福祉課 給付係  
TEL 029-232-9173  
FAX 029-221-4447

各種障害者手帳（身体障害、知的障害、精神障害）を持つことにより、障害の程度に応じて、各種の福祉サービスなどを受けることができます。詳細は、障害福祉課へお問合せください。

### ■身体障害者手帳

水戸市長が発行します。身体（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう・直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓）に永続する障害がある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

### ■療育手帳

茨城県知事が発行します。知的障害のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

### ■精神障害者保健福祉手帳

茨城県知事が発行します。精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約のある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

## 障害者のための手当

▶障害福祉課 管理係  
TEL 029-350-8053  
FAX 029-221-4447

諸手当を受けるためには、申請、認定が必要です。ご注意ください。

### ■特別児童扶養手当

心身または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。（所得制限があります）

### ■特別障害者手当

心身または精神の障害が重複または著しく重度の状態にあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。（所得制限があります）

### ■障害児福祉手当

心身または精神に重い障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。（所得制限があります）

### ■水戸市中心身障害児（者）福祉手当

市内に1年以上居住し、心身に重度の障害のある在宅の方に支給します。ただし、他の福祉手当を受けている場合などには支給が制限されます。

### ■水戸市難病患者見舞金

市内に1年以上居住し、茨城県の発行した指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患医療費受給者証を所持している方に支給します。

## 障害福祉サービスの種類

▶障害福祉課 認定係  
TEL 029-350-8084  
FAX 029-221-4447

### ■介護給付

#### ▼居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### ▼重度訪問介護

重度の障害があり、常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。

#### ▼同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

#### ▼行動援護

知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための支援を行います。

#### ▼重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする障害者のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

#### ▼短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

#### ▼生活介護

常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

#### ▼療養介護

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。

#### ▼施設入所支援

障害者支援施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### ■訓練等給付

#### ▼自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。

#### ▼就労移行支援

就労を希望する障害者に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

#### ▼就労継続支援（雇用型・非雇用型）

一般企業で雇用されることが困難な障害者に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

医療	茨城町	
医療法人社団いばらき会		
<b>いばらき診療所こづる</b>		
在宅医療部門：終日対応の在宅医療、訪問看護 外来部門：内科・脳神経内科		
■茨城町小鶴127-1 ■TEL:029-291-0055 ■FAX:029-291-1456 ■外来診療受付時間：9:00～11:30（月曜・水曜・金曜） ■URL: <a href="http://www.ibr.or.jp/clinic_kozuru_1.htm">http://www.ibr.or.jp/clinic_kozuru_1.htm</a>		
		P あり

## ▼就労定着支援

就労移行支援などを利用し、一般就労した障害者に、生活面の課題解決に向けた支援や、企業及び関係機関との連絡調整を行います。

## ▼共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

## ▼自立生活援助

施設や病院などから一人暮らしに移行した障害者の居宅を訪問し、生活全般における助言や相談、関係機関との連絡調整を行います。

## ■障害児通所支援

### ▼児童発達支援

就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の提供を行います。また、集団生活への適応訓練も行います。

### ▼医療型児童発達支援

就学前の障害児に対し、医療を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の提供を行います。また、集団生活への適応訓練も行います。

### ▼居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で通所が困難な場合に、居宅を訪問して発達支援を行います。

### ▼放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

### ▼保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等を訪問し、障害児に対し、集団生活へ適応するための専門的な支援などを行います。

## ■その他のサービス

### ▼自立支援医療（更生・育成医療）

障害の程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的とした手術などを受ける場合、必要な医療費の一部を公費で負担します。

### ▼自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の治療のために継続的に医療機関へ通院する場合の医療費の一部を公費で負担します。

### ▼補装具費の支給

障害者（児）などの身体機能を補完し、または代替する機能を有する補装具（義肢、装具、車いすなど）の購入・修理・貸与の費用の一部を助成します。利用者負担は原則として1割です。

## 障害者のための支援

▶障害福祉課  
TEL 029-232-9173  
FAX 029-221-4447

### ■相談支援

障害者などからの相談に応じ、障害者が地域生活を営むことができるよう、福祉サービス利用など、必要な情報を提供するほか、権利擁護のために必要な支援等を行います。

### ■コミュニケーション支援

聴覚障害者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、市役所の窓口で、手話通訳者が支援を行います。

### ■日常生活用具の給付など

障害者などの日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた日常生活用具（特殊寝台、特殊便器、ストーマ用装具など）を給付します。利用者負担は原則として1割です。

### ■移動支援

単独で移動することが困難な障害者などに対して、個別またはグループでの外出時の円滑な移動を支援します。

### ■地域活動支援センター

在宅障害者の日中活動の支援と日常生活の相談や地域交流の促進を図るため、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進などの便宜を図ります。

### ■日中一時支援

介護者が日中一時的に介護が困難となった場合に、施設に障害者を預けることができます。

### ■訪問入浴サービス

日常生活のほとんどに介護を要する身体障害者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に訪問入浴サービスを行います。

### ■タクシー料金の助成（福祉タクシー）

重度障害者で通院などにタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

### ■障害者の機能回復訓練

障害者の機能回復を目的として、レクリエーションも兼ねて野外訓練を行います。

### ■身体障害者健康診査

日常生活において常時車いすを使用している在宅の身体障害者（18歳以上40歳未満の者）を対象に、じょくそう、変形、膀胱機能障害などの発生予防のため健康診査を行います。

### ■緊急位置通報システム

聴覚または言語機能に障害のある方が、GPS 機能を利用できる携帯電話などから救急活動を要請できるシステムです。



### ■ 心身障害児（者）扶養共済制度

心身障害児（者）の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図るため、保護者が毎月掛金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に残された障害児（者）に終身年金が支給されます。

### ■ 障害者スポーツ大会

身体障害者の機能回復や体力の向上を図り、交流を通じた社会参加促進のため、市身体障害者スポーツ・レクリエーション大会を開催するとともに県障害者スポーツ大会に参加します。

### ■ 身体障害者スポーツ仕様補装具購入費の補助

在宅の身体障害者を対象に、スポーツ仕様補装具の購入にかかった費用の9割を補助します。（上限10万円）

## 障害者のための施設、相談窓口

▶ 障害福祉課 管理係 TEL 029-350-8053 FAX 029-221-4447

※各施設の場所などについては19・20ページをご覧ください。

### ■ 総合福祉作業施設

▶ 市社会福祉協議会(河和田事務局) TEL 029-254-6600

日常生活の訓練、創作的活動や生産活動を通して、身体障害者及び知的障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

- ・身体障害者生活支援施設「いこい」
- ・身体障害者就労支援施設「のぞみ」
- ・知的障害者就労支援施設「はげみ」
- ・身体障害者福祉センター「つどい」
- ・福祉作業所「むつみ」
- ・知的障害者就労支援施設「みのり」

### ■ 精神障害者社会復帰施設 ▶ TEL 029-243-3601

相談事業、日常生活の訓練、創作的活動や生産活動を通して、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

- ・精神障害者自立支援事業所「ひだまり」
- ・精神障害者地域生活支援センター「かさばら」

### ■ 重症心身障害児（者）通園施設「あけぼの学園」

▶ TEL 029-253-1076

日常生活の訓練や創作的活動を通して、重症心身障害児（者）の自立と社会参加の促進を図ります。

### ■ 障害者生活支援センター ▶ TEL 029-309-6630

障害者及びその家族が地域の中で自立し、生きがいのある生活が送れるよう支援します。

### ■ 身体障害者デイサービスセンター「あかつか」

▶ TEL 029-309-6633

在宅の身体障害者に対し、入浴などの介護を中心とした生活介護を行い、身体障害者及び介護者の福祉向上を図ります。

### ■ 水戸サン・アビリティーズ ▶ TEL 029-241-3232

障害者の機能回復、健康の増進、コミュニケーション及び教養文化の向上などに寄与し、障害者の福祉の増進を図ります。

### ■ 障害者のための相談窓口

内容	相談機関	日時	場所	MAP	問合せ
障害福祉の相談全般	市障害福祉課	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	市役所1階	13図 B-3	TEL 029-224-1111 FAX 029-221-4447
身体障害者の方及び18歳以上の知的障害者の方	県福祉相談センター	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	県三の丸庁舎1階(三の丸1-5-38)	12図 E-3	TEL 029-221-0800 FAX 029-221-0811
福祉、保健医療、教育、就労、生活などの諸問題についての相談	障害者なんでも相談室	月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時30分	県総合福祉会館2階(千波町1918)	14図 B-1	TEL・FAX 029-244-9588
障害者の自立生活と地域生活についての相談、障害者差別に関する相談、障害者虐待防止のための相談	市障害者生活支援センター	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分	赤塚1-1(ミオス2階)	11図 C-3	TEL 029-309-6630 FAX 029-251-6630
障害者虐待防止のための相談	市障害者虐待防止センター	月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(被虐待者の保護を要するなど、緊急の場合は、24時間(土・日曜日、祝日含む)電話対応)	市役所1階	13図 B-3	TEL 029-224-1120

福祉 エリアマップ11図 C-3

ふれあいと優しさあふれる地域共生のまち・みと

**社会福祉法人水戸市社会福祉協議会**

誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。

■水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス2F  
 ■TEL:029-309-5001 ■FAX:029-309-5525  
 ■URL:http://www.mito-syakyo.or.jp/  
 ■E-mail:syakyo@mito-syakyo.or.jp



**P** あり